

廃棄物対策審議会議事録

会議名	令和5年度第3回流山市廃棄物対策審議会
日時	令和5年8月24日（木） 13時30分～14時15分
場所	クリーンセンター リサイクルプラザ・プラザ館2階 研修室3
出席委員	稲葉委員、高橋委員、小野委員、小西委員、佐藤委員、羽田野委員、鈴木委員、山下委員、飯野委員
欠席委員	中村委員、恵良委員、須賀委員、橋本委員
会長	稲葉委員
事務局	伊原環境部長、金子所長、石田副所長、平野副所長、富樫副所長、横井管理計画係長、千葉収集・リサイクル係長、小山内主任主事、加瀬主事、片浦会計年度任用職員
傍聴人	なし
議題	1 事業系ごみの出し方の見直しについて 2 答申について 3 その他
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第及び配付資料一覧 ・ 委員名簿 ・ 席次表 ・ 資料1 事業系廃棄物処理ガイドブック（修正案） ・ 資料2 事業系ごみの出し方の見直しについて（答申）（案）
議事要旨	別紙のとおり

議事要旨

	<ul style="list-style-type: none"> ・開会（13時30分） ・議題 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業系ごみの出し方の見直しについて 2 その他 ・閉会（14時15分）
平野副所長	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和5年度「第3回流山市廃棄物対策審議会」を開会いたします。</p> <p>本日は会議傍聴の申し入れはございません。</p> <p>それでは、稲葉会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
稲葉会長	～挨拶～
平野副所長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日の資料について確認させていただきます。</p> <p>～配布資料確認～</p> <p>それでは、ここからの進行は稲葉会長をお願いいたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
稲葉会長	<p>本日の出席委員は9名です。</p> <p>したがって、「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「事業系ごみの出し方の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。</p>
千葉係長	～資料1により説明～
稲葉会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、何かご意見等ございますでしょうか。</p>
鈴木委員	飲食店等の事業者が、許可業者を利用した際も、1日200kgの搬入制限が適用されるのでしょうか。
千葉係長	許可業者を利用する事業者にも、搬入制限は適用されます。ただし、多量排出事業者につきましては、毎年1回、年間の事業系一般廃棄物減量計画書を提出していただいておりますので、搬入計画書の提出は不要です。
鈴木委員	その場合、1日200kgの限度を超える、という見方でよろしいですか。
千葉係長	<p>200kgを超える場合に、事前に排出量を把握し減量等について指導を行い、適正排出を求めるために搬入計画書を提出いただきます。</p> <p>定期的に1日200kgを超える搬入がある事業者は、多量排出事業者である可能性が高いのですが、そちらの方については、年間の事業系一般廃棄物減量計画書を提出していただいているので、その中で、排出量を把握できるため、200kgを超える搬入を行う度に、搬入計画書を提出していただく必要はありません。</p>
小西委員	自宅またはマンションの一室を事業所として事業を行っているケースは多いと思いますが、通常的一般家庭と同じようなごみの出し方をしていると思うのですが、それらの方は、「事業者」に含まれないという解釈でよろしいでしょ

	うか。
千葉係長	ガイドブック等に記載のあるとおり、マンションの一室など場所に関わらず、事業活動において排出されるごみは、全て事業系廃棄物となります。現行パンフレットにおいても、店舗等併用住宅は事業系ごみと家庭系ごみを分けて排出するよう記載されており、これについて取り扱いは変わりません。
小西委員	実際は通常の家系ごみと同じように集積所に排出されてしまうことがあり得ると思うのですが、市から適正に排出するよう周知を徹底していただけているという理解でよろしいですか。
金子所長	これまで事業者の方々には、事業系廃棄物の見直し以外でも色々ご協力いただいておりますが、他の面でも適宜、ごみの減量化・資源化をお願いしているところです。一般の集積所に排出されてしまうのではないかという点については、排出されないよう今後も周知を続けていきます。
羽田野委員	ガイドブック案に QR コードを使用することで、ある意味デジタル的なガイドブックに変わりましたが、前回との比較で、3 ページのところ問合せ先の電話番号の記載があったのですが、今回はそこが QR コードに変わっています。事業者の中にはアナログ的な対応しかできない方もいらっしゃると思います。このガイドブック案では、スマートフォンや PC がなければ問合せ先等を調べることができないと思いますが、この点についてはいかがですか。
稲葉会長	言われてみれば、電話番号くらいは掲載しても良いと思います。
羽田野委員	事業者側が問題ないのであればこのままでも良いとは思いますが、そうではなく、電話番号の掲載が必要であるという声があれば、掲載した方が良いと思います。
金子所長	電話番号の記載については追加させていただきます。
横井係長	<p>補足させていただきたいのですが、前回の審議会から今回の審議会の中に、千葉県から、処理業者の紹介等についての内容で「千葉県産業資源循環協会」へ電話による問合せを控えていただきたい、との通知がありました。HP の見方がわからないなど、HP を見た上での問合せであれば対応の余地はあるかもしれませんが、電話による問合せが多く、対応に苦慮していることから、このような通知があったものと思います。</p> <p>このことから、電話番号ではなく QR コードの記載とさせていただいていますので、電話番号を記載するかどうかは検討させていただきたいと思います。</p>
稲葉会長	最近、企業のホームページなどでも電話番号が掲載されておらず問合せする前にまずメールをください、というような企業が見受けられます。コールセンターを設置するなど電話対応を行っている企業は電話番号を掲載しているように思います。電話番号を掲載するかどうかはなかなか難しいところですよな。
伊原部長	先ほど検討する、という旨の回答をしましたが、電話番号はあった方が分かりやすいと考えますので、掲載するようにします。
小西委員	ガイドブック案 11 ページに、リサイクルできる紙は分別して古紙回収業者へ、との記載ありますが、この回収業者は 9 ページに記載のある「一般廃棄物収集運搬許可業者」と同じですか。それとも違うのでしょうか。
石田副所長	古紙は資源となる専ら物であるため、回収に許可は不要ですが、9 ページに記載している許可業者に収集を依頼することは可能です。ただし、古紙の処分

	先は民間企業となるので、掲載するのが難しい状況です。
小西委員	できれば処分先を掲載していただいた方がわかりやすいとは思いますが。
石田副所長	規模の大きい小売店では、段ボール等の資源が大量に排出されるので、専属のリサイクル業者に回収をしてもらっていることが多いです。 当市の一般家庭から排出される資源物を回収しているリサイクル事業協同組合があり、そこを掲載することも考えられますので、古紙の処分先の掲載については検討します。
羽田野委員	前回指摘したところですが、ガイドブック案 15 ページ (8) 2 行目の箇所について修正がなかったため、パンフレットの記載が間違っていたということによろしいでしょうか。
千葉係長	おっしゃるとおりです。
小西委員	ガイドブック案 15 ページ (8)「本ガイドブックの位置づけ」は重要な箇所ので、より強調してもよいと思います。1 ページの「はじめに」のところに掲載した方がよろしいと思うのですが、どうでしょうか。 それと、ガイドブック案の文面に、「一般廃棄物処理実施計画」とあるのですが、事業者はその計画については知っているということによろしいですか。
千葉係長	「一般廃棄物処理実施計画」は、毎年度策定する計画であり、策定した後に、HP に掲載しておりますので、全ての方に見ていただけるものとなっております。
羽田野委員	小西委員がおっしゃったガイドブックの位置付けをもっと前に持ってくるべきというご意見についてですが、ガイドブック案 14・15 ページは「廃棄物関係法令」との関係の位置づけについて記載しているのであって、1 ページの「はじめに」のところで、本ガイドブックの位置づけとか意味づけについては明記されているように思います。
小西委員	おっしゃる通りだと思います。
稲葉会長	皆様のご意見は来年の 1 月 18 日までですが、任期期間中における最後の審議会ですので、ご意見があればぜひおっしゃっていただければと思います。
小野委員	ガイドブック案はとてもよくできていて、見やすいと思います。
高橋委員	ガイドブック案 14・15 ページは、関係法令そのものの説明ではなくて、関係法令の位置づけや関連性についての説明ですので、例えば「廃棄物関係法令との関連」といった表記が良いと思います。
千葉係長	御指摘の通りだと思います。表記について修正いたします。
稲葉会長	皆様のご意見を踏まえ、さらに修正すべき点があれば、本日が最後の審議会となりますので、事務局と私に一任いただければと思います。 それでは、他にご意見がないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。議題 (2) 答申について、事務局からお願いします。
千葉係長	ここまで、「事業系ごみの出し方の見直し」についてご審議いただきましたが、見直しの内容については概ね皆様のご了承をいただけたものと思いますので、ここからは市長への答申内容についてご審議いただきたいと思います。 これまでの審議内容を踏まえ、お手元の資料 2 のとおり答申書の案を作成いたしました。 答申書案の全文を読み上げさせていただきます。 ～資料 2 事業系ごみの出し方の見直しについて (答申) (案) を読み上げ～

	この答申書の内容についてご審議いただければと思いますので、よろしくお願ひします。
羽田野委員	市長への答申時期はいつぐらいになるのでしょうか。
金子所長	9月15日に市長へ答申をする予定です。本来であれば、答申後に商工会議所にご説明させていただきたいところですが、どうしても日程が合わず、14日にご説明をさせていただく予定です。議会については、13日に説明と報告をさせていただく予定です。具体的に日程が確定しているのは以上となります。
稲葉会長	もう少し早い時期に答申をしたいと市からお話がありましたが、私の都合が合わないため、調整していただいたところですので、予めご了承いただければと思います。
高橋委員	答申案の文章はこれで良いと思います。ガイドブックの話に戻りますが、見直しを行う前後で変更された点で、ガイドブック案6ページで一番強調したいところは、1日200kgまでの搬入制限のところだと思います。これをもう少し薄い網掛け等で強調し、従来とどこが変わったかをわかりやすくした方が良いでしょう。
金子所長	作成が間に合わず本日の審議会ではお見せできなかったのですが、現在作成中のガイドブックの概要版では、変更前と変更後の内容について記載しています。 6ページの変更点の強調については、網掛けなどを加える形で検討します。
稲葉会長	それでは、他にご意見がないようでしたら、答申内容につきましてははおおむねご理解をいただいたものとし、これで市長に答申させていただきます。よろしいでしょうか。よろしければ拍手をお願いします。 ～一同拍手～ ありがとうございました。 それでは、他にご意見がないようでしたら次の議題に移りたいと思います。議題（3）その他について、事務局からお願いします。
金子所長	皆様、ご審議ありがとうございました。 答申につきましては、後日、稲葉会長から市長へ答申書をお渡しいただく予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。 審議会の今後の予定についてですが、来年度から一般廃棄物処理基本計画の改定について審議を行う予定です。 一方で、委員の皆様の任期は来年の1月18日までとなっております、本日が現在の任期における最後の審議会となります。 稲葉会長、恵良副会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、任期期間中、ご多用のところ審議会にご出席いただき、様々な貴重なご意見やご提言を賜りましたことに深く感謝申し上げます。 皆様には、引き続き、本市の廃棄物行政にご指導をいただきますようお願いいたします。 次期委員選定に関する今後の予定としましては、公募委員の皆様については、9月1日から委員の募集が始まりますので、ぜひ積極的にご応募いただければと思います。詳細は広報ながれやま9月1日号やホームページにてご案内予定です。

	<p>また、公募委員以外の委員の皆様につきましては、年内に個別にご連絡やご相談をさせていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
稲葉会長	<p>本日の議事は以上となりますが、委員の皆様から、何かございますか。</p>
羽田野委員	<p>前回の議事録がまだ掲載されていないのですが、議事録確認は本日の議事録とまとめて行うのでしょうか。</p>
金子所長	<p>前回の議事録は既に作成しておりますが、現在確認を行っているところです。2回目・3回目の審議会議事録を同時に掲載する可能性はありますが、2回目の審議会議事録の確認が終了次第、速やかに掲載いたします。</p>
稲葉会長	<p>委員の皆様には、貴重なご意見、ご協力をいただき、私からも感謝申し上げます。</p> <p>それでは、本日の議事は終了とさせていただきます、進行を事務局にお返しします。</p>
平野副所長	<p>皆様、お疲れ様でございました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年度「第3回流山市廃棄物対策審議会」を閉会いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>